

沼津市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児及び障がい者（以下「障がい児者」という。）の重度化、高齢化や「親なき後」に備え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、地域全体で支える体制を構築することを目的とした沼津市地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援対象者)

第3条 事業の支援対象者は、市が援護を実施する障がい児者とする。

(事業内容)

第4条 市長は、次の各号に掲げる機能を有する地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実を図るものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が必要な世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい児者の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者又は高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応ができる体制の確保及び人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(事業所の登録)

第5条 前条各号に掲げる機能の全部又は一部を担う事業所を運営しようとする事業者は、当該事業所の運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定し、沼津市地域生活支援拠点等事業所登録届出書（第1号様式）に添えて市長に提出し、市の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、速やかに登録の可否を決定し、沼津市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（第2号様式）により事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定した事業所を、沼津市地域生活支援拠点等登録事業所名簿（第3号様式）に記載し、公表するものとする。

(事業所の変更又は廃止)

第6条 事業者は、前条第3項の名簿の登録内容に変更が生じたとき又は事業所の登録を廃止しようとするときは、沼津市地域生活支援拠点等事業所登録変更・廃止届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。